

日行連発第206号
令和2年6月2日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について（周知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（周知）」（令和2年4月30日付・日行連発第96号）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（周知）」（令和2年5月21日付・日行連発第165号）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂を踏まえ、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」をとりまとめ、別途のとおり建設業者団体宛に通知したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（令和2年5月15日・国土交通省）

【参考】国土交通省新型コロナウイルス感染症対策ページ（建設業）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

以上